

第2節 要配慮者対策

避難所において、**要配慮者**が適切な配慮を受けられるような避難所運営ができるよう管理します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 避難所避難者対策	避難所チーム						
<p>要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。</p>							
2 在宅避難者対策	避難所チーム						
<p>平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。</p>							
3 福祉避難所	避難所チーム						
<p>災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。</p>							
4 外国人対策	避難所チーム						
<p>言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。</p>							

関係資料

- 備蓄倉庫一覧 P. 7
- 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- 災害救助法様式 3 避難所設置及び避難生活状況 P. 501
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
協定締結先	要配慮者の受入れ、避難支援
自治会、自主防災組織	安否確認

第3節 食糧等の供給

生命や身体を維持していくために必要な食料や飲料水を県、関係機関や協定先と連携して確保し、被災者に供給します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 備蓄物資の供給	避難所チーム、物資チーム						
必要な物資の需要について情報収集を行い、備蓄物資の食糧及び飲料水を避難所に搬送します。また、受け取りに関する方法を被災者に周知し、備蓄物資の配布を行います。							
2 食糧等の調達・集積	物資チーム						
被災者に必要な食糧及び飲料水や炊き出し等に要する米等を県、他市町、民間企業等から協定等に基づき調達し、物資集配拠点に集積します。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。							
3 食糧等の供給	避難所チーム、物資チーム						
拠点に集積した食糧及び飲料水を物流事業者等への委託により、一元的に管理することで効率化を図り、各避難所等に配送を行います。また、受け取りに関する方法を被災者に周知し、食糧及び飲料水の配布を行います。							
4 炊き出しの実施	避難所チーム、物資チーム						
炊き出しは避難者を中心にボランティア等の協力により給食施設等既存の施設や、備蓄の資機材を利用して行うものとします。なお、炊き出しの場所には市の職員等が可能な限り立会い、その実施に関して指導するとともに関係事項を記録するものとします。							

関係資料

- ☛ 備蓄倉庫一覧 P. 7
- 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- 災害救助法様式 5 炊き出し給与状況 P. 505
- 災害救助法様式 6 飲料水の供給簿 P. 506
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
協定締結先	食糧の供給、物資輸送
ボランティア	物資の積み込み補助、炊き出し

第4節 飲料水等の供給

災害で水道施設が被災したことにより給水を受けられない者や医療機関等に対し、生命や身体を維持していくために必要な飲料水等を供給します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 生活用水の確保	上下水道チーム						
災害時の生活用水の水源として、被災地付近の配水池の貯留水を主体として供給するものとします。							
2 給水活動の実施	上下水道チーム						
送配水施設、水源施設等の応急復旧等により、市内の拠点場所における給水と避難生活施設や医療機関等への給水タンク車による運搬給水を実施します。							
3 広報活動の実施	企画チーム、情報チーム						
市民の皆さんに対して、断水状況、応急給水状況、復旧の見込みを、防災行政無線等の方法で広報を実施し、不安解消に努めます。							

関係資料

- ☛ 備蓄倉庫一覧 P. 7
- 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- 取水地点と水量（日量） P. 117
- 災害救助法様式 6 飲料水の供給簿 P. 506
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
協定締結先	飲料水の供給、物資輸送
ボランティア	飲料水の積み込み補助

第5節 生活必需品の供給

災害による混乱から被災者の生活の安定を図るため、時間により変化する被災者のニーズを把握し、県、関係機関や協定先等と連携して、被災者に生活必需品を供給します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 備蓄物資の供給	避難所チーム、物資チーム						
<p>必要な物資の需要について情報収集を行い、備蓄物質の生活必需品を避難所に搬送します。また、受け取りに関する方法を被災者に周知し、備蓄物資の配布を行います。</p>							
2 県及び協定業者からの物資調達	物資チーム						
<p>発災後に応急物資を調達する場合、被害状況に応じて、県及び協定業者に物資供給の協力を要請します。また、必要に応じて市内及び近隣の大規模店舗等に物資供給の協力を要請します。</p>							

関係資料

- 備蓄倉庫一覧 P. 7
- 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- 災害救助法様式 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況 P. 507
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
協定締結先	物資の供給、物資輸送
ボランティア	物資の積み込み補助
三重県	物資の供給、物資輸送

第6節 トイレ対策

災害発生時及び避難生活期において、トイレの使用が困難な地域の被災者を対象に、トイレの調達と供給及びくみ取りを行います。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 トイレ対策の実施	物資チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム						
<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p> <p>また災害用マンホールトイレ（下水道流下型）については、使用前に下水道管の点検を行います。</p>							
2 要配慮者に対する配慮	避難所チーム						
<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮します。</p> <p>段差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p>							
3 快適な利用の確保	避難所チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム						
<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所にある貯留型の災害用マンホールトイレや仮設トイレの利用状況に応じて、し尿のくみ取りを実施します。また、使用にあたり水が必要となる下水道流下型の災害用マンホールトイレについても、利用状況に応じて水を補給します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の積極配置、女性や子ども、高齢者に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
協定締結先	トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送
ボランティア	トイレ清掃
自治会、自主防災隊	トイレ管理、トイレ清掃、災害用マンホールトイレの組立て

第7節 被災者への情報伝達活動

被災者に正確な災害情報、安否情報、生活関連情報を提供することにより、風評等による混乱を防止します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 避難所避難者への情報伝達活動	避難所チーム						
緊急情報、生活情報、ライフライン復旧情報、避難所情報等の災害に関する情報を、避難所において迅速に提供し、風評等による混乱を防止します。（基本法第86条の6）							
2 在宅避難者への情報伝達活動	企画チーム、情報チーム						
災害により孤立して情報が入手困難な在宅避難者に対して情報伝達ができるよう、また、避難所での生活者と同様の各種サービス、物資の供給を行うために災害情報紙の配布やホームページ、防災行政無線等による広報を実施します。（基本法第86条の7）							
3 一時市外避難者への情報伝達活動	情報チーム						
一時的に市外に避難している避難者に対して、テレビ、ラジオ等による広報のほか、関係市町や県を通じた広報を依頼します。（基本法第86条の7）							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
報道機関	市民の皆さんや他地域への広報の協力
自治会	広報紙、災害情報紙の配布協力
災害ボランティアセンター	ボランティア情報の発信

第8節 保健活動

被災地住民の疾病予防、健康保持、災害関連死を防止する観点から、健康相談や疾病予防対策を実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 健康調査・健康相談	医療保健チーム						
<p>避難生活が長期になると予想される場合、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて栄養面をはじめとする保健指導及び健康相談を実施します。（基本法第8条の2）</p>							
2 こころのケア	教育チーム、医療保健チーム						
<p>県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、こころのケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災したこどもへのこころのケアに努めます。</p>							
3 臨時予防接種の実施	医療保健チーム						
<p>県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施します。実施にあたっては、在宅避難者を含めて幅広く広報します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県伊勢保健所	救護活動の実施 健康相談、訪問指導の実施
伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会	救護活動支援
医療ボランティア	救護活動の実施 健康相談、訪問指導の実施

第9節 防疫対策

被災地における衛生環境悪化に伴う感染症の感染防止やまん延防止等を推進するため、防疫態勢を確立します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 感染症の予防	環境衛生チーム、医療保健チーム						
<p>家屋の浸水等の被害により、感染症がまん延する恐れがあることから、消毒等の防疫を実施するとともに、県等と連携し、感染拡大の防止に努めます。</p>							
2 家畜の防疫対策	応急復旧チーム、環境衛生チーム						
<p>伊勢市は、三重県南勢家畜保健衛生所が行う家畜の検査、注射又は薬浴等の実施について周知及び指導に努めます。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県伊勢保健所	感染症予防

第10節 食品衛生の確保

被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するため、県や協定先等と連携して衛生指導を行い、食中毒の発生防止に努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 食品衛生対策	医療保健チーム、物資チーム						
手洗い消毒の励行、食器や器具の消毒、断水による飲料水の供給における注意喚起等の衛生指導を行い、食中毒の発生の防止に努めます。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県伊勢保健所	衛生状態の監視、指導 食品の取扱い状況の調査、指導 食品関係営業時の実態調査、指導

第11節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬

災害によって行方不明となった者の捜査及び災害により発生した遺体の安置・処置、埋火葬等を県や協定先等と連携して円滑に実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 行方不明者の捜索	消防チーム、企画チーム						
関係機関と連携して行方不明者の捜索班を編成し、行方不明者の捜索にあたります。							
2 遺体の処理、埋火葬	環境衛生チーム						
遺体安置所を確保し、遺体を収容・安置します。警察官の検視または医師の検案、遺体の洗浄等の処置を行い、一時保存し、身元判明遺体は火葬許可証の交付とともに遺族に引渡します。遺族で搬送等が困難な場合には葬儀業者に協力を要請します。また、身元不明の者の相談や身元確認を行います。（基本法第86条の4）							

関係資料

- ☛ 災害救助法様式 15 埋葬台帳 P. 515
- 災害救助法様式 16 死体処理台帳 P. 516
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	遺体の処理、埋火葬に関する広域調整
伊勢地区医師会	遺体の検案
伊勢地区歯科医師会	身元不明者の確認支援
伊勢警察署	行方不明者の捜索、遺体の検視 行方不明者相談、身元確認への協力 身元引受人への遺体引渡し
協定締結先	納棺用品等の調達協力 遺体の搬送協力

第12節 廃棄物・し尿処理対策

被災者が衛生的な環境で生活することができるよう、県や関係団体と協力し、迅速な対応に努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 災害廃棄物処理	環境衛生チーム						
<p>発災後速やかに被害棟数等から、廃棄物発生量を推計し、仮置場を決定の上、廃棄物処理計画を作成し、収集・処理・処分協力を要請します。また、伊勢市のみでは対応できない場合、県に協力を要請します。</p>							
2 し尿処理	環境衛生チーム						
<p>し尿を許可業者へ収集依頼するとともに、市の体制のみでは対応できない場合は応援を要請します。</p>							
3 生活ごみ(避難所ごみを含む)の処理	環境衛生チーム						
<p>避難所開設状況に基づき、状況を把握した上で、災害時の収集運搬処理計画に取り込み、集積所、収集運搬ルート、などの収集処理体制を確立します。収集運搬にあたっては、委託業者との相互応援体制を組んだ体制をつくります。</p>							
4 被災自動車の処理	環境衛生チーム						
<p>災害で冠水または大規模な破損が認められる等、外形上から判断して自走不可能と考えられる被災自動車については、ひとまず市が集めて保管場所で保管します。 被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要となることから、市は、保管した車両のナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者等を捜します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	災害廃棄物処理に係る応援の調整
伊勢広域環境組合	ごみ処理、し尿処理
ボランティア	地域の清掃

第13節 災害ボランティア活動支援

災害時には、ボランティアによる協力を必要とする状況が数多く発生することが想定されます。ボランティア活動希望者の善意を最大限活かせるよう、災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、幅広いニーズに対応します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム						
自治会や各種団体と調整し、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、社会福祉協議会と共に災害ボランティアセンターを運営します。また、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。							
2 災害対策本部からのボランティア要請	生活再建チーム						
災害対策本部が実施する対策に災害ボランティアの活動が必要な場合には、各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営

第6章 再建への足掛かり

第1節 住宅応急対策

災害により住家に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない者、及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対し、応急的に住宅の修理や提供等の対策を行い、健全な生活環境の確保に資します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1ヶ月	～
1 応急仮設住宅対応	応急復旧チーム						
<p>家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉の視点に立ちバリアフリー等に配慮した仮設住宅を提供し、管理します。</p>							
2 住宅の応急修理	応急復旧チーム						
<p>災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分の応急修理の要請を行います。損傷した公営住宅についても当面の日常生活を営めるよう応急修理を実施します。</p>							
3 ブルーシートの調達・供給	避難所チーム、物資チーム						
<p>避難所等で必要なブルーシートについて、県や協定先、民間事業者等から調達し、搬送します。</p> <p>なお、被害家屋を自力で応急修理する者の分（個人分）については、防災無線等で周知のうえ、申請を受け付けた避難所において配付します。</p>							

関係資料

- ☛ 災害救助法様式 4-1①（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅） P. 502
- 災害救助法様式 4-1②（建設型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅） P. 503
- 災害救助法様式 4-2（賃貸型応急住宅） 応急仮設住宅台帳（賃貸型応急住宅） P. 504
- 災害救助法様式 12 住宅応急修理記録簿 P. 512
- 災害救助法様式 17 障害物除去の状況 P. 517
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	応急仮設住宅の建設
ボランティア	住宅の土砂等障害物の除去等への協力

第2節 応急教育対策

災害時に児童生徒等の安全を確保するとともに、その後の混乱や学校施設等の被災、避難所運営等により通常の教育に支障をきたす場合は、教育施設及び教職員等を確保の上、応急教育、応急保育を実施し、早期の教育・保育の再開を目指します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 応急教育対策	教育チーム						
学校施設の被害調査の上、復旧計画を作成するとともに、避難所運営との関係など施設の状況に応じて、代替施設も含めた学校施設の確保、教職員の確保に努め、応急教育を実施の上、学校教育の早期再開を目指します。							
2 応急保育対策	保育課						
保育所（園）、こども園の被害状況を把握し、状況に応じて臨時保育所の確保等、応急保育を行うとともに、必要な場合は入所手続を省いた一時入所サービスの提供に努めます。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県教育委員会	応急教育実施及び学校再開への調整
P T A等教育関係団体	学校教育再開への協力

第3節 労働者の確保

災害時に必要な労働者等の人員を確保し、応急作業及び復旧作業の円滑な推進のための労力不足を補います。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 労働者の確保	後方支援チーム						
<p>発災後の各段階において、被災者の避難誘導や救出、飲料水や救援物資等の供給や配分、医療等のための傷病者移送応援、行方不明者の搜索など、応急対応の実施に必要な労働者を確保します。市自らの労働者確保が困難な場合は、公共職業安定所等の関係機関に応援要請を行い、労働力確保に努めます。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
ハローワーク伊勢	労働者の確保

第4節 他市町村の支援体制の確立

地震や風水害等の大規模災害時に市が被害を受けていない場合、支援本部を設置し、被災した市町村への支援を効率的、効果的に実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 被災地の被害状況の確認	企画チーム						
大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。							
2 人的支援を行う	後方支援チーム						
被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地域や災害の特性等の職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。							
3 被災地へ派遣する職員のケア	後方支援チーム						
被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。							
4 物資の支援を行う	企画チーム、物資チーム						
被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)							
5 経費の負担	企画チーム、後方支援チーム						
救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。各担当部署は救助に関する経費を記録し、企画チーム、後方支援チームは求償等の事務を行います。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	被災県との調整
市現地調整チーム	被災地のニーズの把握

第7章 都市基盤の復旧

第1節 公共施設の災害復旧

被災した道路や河川等の公共土木施設、公共施設、農林業関連施設等の復旧事業の促進を図り、市民の皆さんの生活基盤、産業活動基盤の早期確保に努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 公共施設の災害復旧	施設管理者						
災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、各被災公共施設に関する災害復旧事業計画を早急に作成します。計画策定にあたって、関係機関と連絡調整を十分に図り、災害の再発防止、復旧事業期間の短縮に努めます。							
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画作成	施設管理者						
被災施設の復旧に関し、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び査定が実施されるよう必要な措置を講じます。著しく激甚な災害発生の場合は、県が行う 激甚災害 及び局地激甚災害に関する調査等に協力し、 激甚災害 、局地激甚災害の指定を受けた時は速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出し、援助、助成等を受けます。							
3 災害復旧事業の実施	施設管理者						
市、県、 指定地方行政機関 、 指定公共機関 及び 指定地方公共機関 等は、復旧事業費が決定され次第、復旧事業を早期に実施します。							
4 災害復旧に係る人員確保	職員課						
必要に応じて、国及び県、他の自治体との連携を図り、人員派遣、その他の協力を要請します。							
5 復旧財源の措置	財政課						
大規模災害時には、税、使用料、手数料等の減免により市の収入が落ち込んだ場合には不足を補うため起債を充てることを検討します。また、災害復旧等に係る経費も同様に検討します。							
6 地籍調査成果の提供	用地課						
地籍調査完了箇所の土地の基本的な情報（境界点の測量座標値等）を事業担当に提供します。							

関係資料

● 激甚災害に係る財政援助措置の対象一覧 P.123

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	土木施設復旧事業 農林水産施設関連施設復旧事業対応 激甚災害法に定める調査

第8章 被災者への生活支援

第1節 被災者支援対応

被災者に対する租税等の徴収猶予、公共料金の特例措置等の積極的かつ円滑な推進や、災害により離職を余儀なくされた方に対する国の職業あっせんや雇用保険の失業給付等に関する情報提供や手続の簡素化などにより、被災者の自力復興、安定した生活の早期回復を支援します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 租税等の特例措置	課税課、医療保険課、介護保険課、保育課、教育総務課						
被災した市税等納付者の救済措置として、市税等の納期限の延長、徴収猶予及び減免について条例に基づき速やかに適切な措置を講じます。国税、県税等についても同様の措置がとられます。また、保育料についても全部または一部を減免することができるなど、各種特例措置を的確に運用します。							
2 公共料金等の特例措置	料金課						
郵便料金、電話料金、電気料金、ガス料金等の公共料金について、各事業者がそれぞれの基準に基づいて減免や支払い期限延伸などの特例措置を講じます。							
3 離職者への措置	商工労政課						
ハローワーク伊勢が実施する臨時職業相談窓口の設置、職業訓練受講指示、職業転換給付金制度等の活用などに対し、市は適切に協力して広報や案内等を行います。							
4 雇用保険の失業給付に関する特例措置	商工労政課						
ハローワーク伊勢が行う証明書による失業の認定や、 激甚災害 による休業者に対する基本手当の支給などを適切に案内します。							
5 被災者台帳の作成、整理	生活再建チーム						
災害後の被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援の状況などの情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成し、被災者の自立に対する配慮事項の把握、援助や助成措置を行います。							
6 被災者相談窓口の設置	生活再建チーム						
被災者が生活の再建に向けて、的確な支援を早期に受けることができるように、関係機関と連携しながら、様々な相談・問い合わせに、一元的かつ柔軟に対応するため被災者相談窓口を開設します。(基本法第8条)							

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
7 被災者支援パンフレット	情報チーム						
被災者が「いつもの生活を取り戻すため」に、生活の再建に向けて受けることができる様々な支援について広く周知するため、関係チーム、関係機関と連携しながら、一定の期間ごとに最新の情報を提供します。							
8 学用品の給与	教育チーム						
被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、必要な学用品を給与し、就学を援助します。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	県税の減免措置 再就職の支援
国税庁	国税の減免措置
郵政、通信、電気、ガス等の事業者	料金減免等の措置
ハローワーク伊勢	職業斡旋、離職者支援、雇用保険の失業給付

第2節 住家等被害認定調査

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後迅速に被災家屋等の調査、被害認定を行います。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 被害認定調査	生活再建チーム						

被害認定調査の体制及び実施方法等の方針を決定の上、被災家屋等の現地調査を実施し、被害認定を行います。本市のみで対応できない場合は、県等に応援を要請します。

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	応援職員の派遣
協定締結先	応援職員の派遣
近隣市町	応援職員の派遣

第3節 罹災証明書の交付

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確に罹災証明書を発行します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム						
<p>住宅等被害認定調査の結果を受け、罹災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確に罹災証明書及び罹災届出証明書を交付します。</p> <p>また、火災調査の結果を受け、火災被害を受けた居住者等からの申請に対して、罹災証明書を交付します。(基本法第90条の2)</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	応援職員の派遣
協定締結先	応援職員の派遣
近隣市町	応援職員の派遣

第4節 被災者生活再建支援制度の適用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援金を支給し、被災者が自ら生活再建への意欲を持って自立した生活ができるよう支援します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 被災者生活再建支援法の適用手続き	生活再建チーム						
被災者生活再建支援法に基づき、被害状況を把握収集し、適用基準を満たす旨を県に報告します。							
2 支援金支給申請手続き	生活再建チーム						
制度の対象となる被災世帯に申請手続き等を説明し、提出された支給申請書類をとりまとめ、速やかに県に送付します。							

関係資料

- 被災者生活再建支援法の適用基準と対象世帯 P.130

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	内閣府、被災者生活再建支援法人との連絡調整法の適用、公示

第5節 生活資金等の支給・融資

被災者の早期生活再建及び生活の安定化を図るため、災害弔慰金、災害障害見舞金等を支給するとともに、生活再建に必要な資金の貸付けを行います。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	生活再建チーム						
<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給します。また、災害による負傷または疾病から精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給します。</p>							
2、災害見舞金の支給	生活再建チーム						
<p>「伊勢市災害見舞金支給要綱」の定めるところにより、市民の居住する家屋が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対し災害見舞金を支給します。</p>							
3 災害援護資金の貸付	生活再建チーム						
<p>災害により、被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るため、「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、資金の貸し付けを行います。</p>							
4 住宅復興資金の融資	住宅政策課						
<p>住宅金融支援機構による災害復興住宅資金の融資制度についてホームページ等で情報提供することにより活用促進を図ります。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付け
住宅金融支援機構	住宅の建設・補修資金の貸付け

第6節 災害義援金品の配布

関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び的確かつ公平な配分により、被災者の自立的生活再建を支援します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 義援金の募集	情報チーム、生活再建チーム						
<p>義援金の受付窓口及び口座を開設し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施します。</p>							
2 義援金の受付・保管	生活再建チーム						
<p>受領した義援金は、被災者に配分するまでの間、受付記録を作成して専用口座で歳計外現金として保管手続きを行うとともに、寄託者に礼状及び受領書（希望者のみ）を発行します。</p>							
3 義援金の配分	生活再建チーム						
<p>伊勢市及び福祉関係団体等により義援金配分委員会を設置し、公平な配分方法の協議結果を受け決定し実施します。</p>							
4 義援品の募集	情報チーム、避難所チーム、物資チーム						
<p>義援品の受付窓口を設置し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施します。時間経過とともに変わる被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集に反映させます。</p>							
5 義援品の受付・配分	避難所チーム、物資チーム						
<p>受領した義援品は、受付記録を作成のうえ、速やかに被災者等に配分するとともに、寄託者に受領書を発行します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	三重県の義援品の配分 義援金の配分方法等についての協議
日本赤十字社三重県支部	日本赤十字社における義援金品の配分
三重県共同募金会	共同募金会における義援金の配分

第7節 中小企業等の再建支援

被災した中小企業者及び農林漁業者等に対して、各種金融制度等の周知及び活用促進を図り、迅速な経営の回復と安定化を促進します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 災害復旧資金の周知	商工労政課、農林水産課						
<p>農林漁業関係者、商工業関係者等に対してJAや漁協、商工団体等の相談窓口を案内するとともに、国や県等の既存融資制度を含む各種融資制度について広報等により活用を促し、自立支援を図ります。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
金融機関	貸付け準備、貸付け
商工関係団体	被災企業の自立支援

第9章 復興に向けた始動

第1節 復興計画の立案

総合的かつ長期的な視点に立った復興に向けて、体制の整備を図り、地域全体の意見を踏まえた復興方針、復興計画を定めることにより、被災前の地域課題を解決し、地域の環境をより良いものに再生させる復興対策の実施に繋がります。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 災害対策本部の縮小・廃止	企画チーム						
<p>市域で災害発生のおそれが無くなった場合や、災害応急対策がおおむね完了した場合には災害対策本部を縮小・廃止し、復旧、復興業務に資源を投入します。</p>							
1 災害復興対策本部の設置	企画調整課、都市計画課						
<p>災害により重大な被害を受けた場合において、土地利用の方針策定や都市の復興対策を迅速に実施するため、必要があると認めるときは、伊勢市災害復興対策本部を設置します。</p>							
2 復興方針、計画の策定	都市計画課						
<p>市街地復興に関する方針、その事業手法等を定める復興計画の策定を行います。復興計画は、復興対策事業の進捗に応じて適宜見直しを行います。</p>							
3 復興財源の確保	関係課						
<p>被害状況から復興事業に係る財政需要を算定し、国、県に対し復興財源の補助等を要請します。激甚災害の指定補助や起債、交付税措置や他事業の抑制等により復興財源の確保を図ります。</p>							
4 人的資源の確保	職員課						
<p>本格的な復旧作業及び、復旧事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要となります。その人員を賄うために、特に人材を必要とする部門については、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、会計年度任用職員等を雇用し対応にあたります。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	復旧事業対応、財源の確保

第3編
公助

第2節 市民生活の復興

住家を失った低所得罹災世帯向けの災害公営住宅の建設をはじめ、迅速な家屋解体の推進、民間住宅の建設促進や情報提供等を通じて、被災者の恒久的な住宅の確保、応急仮設住宅の早期解消を図り、生活の安定に資します。また、保健・医療・福祉サービスの充実により、被災者、市民の皆さんの健康管理や治療の継続、介護や保育サービス等の確保を図ります。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 災害公営住宅の建設	住宅政策課						
住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。							
2 民間施設の借り上げ	応急復旧チーム						
被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。							
3 保健、医療の充実	健康課						
保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。							
4 次世代育成支援	保育課、教育総務課、学校教育課						
子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。							
5 公費解体	環境衛生チーム、営繕課						
倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	災害公営住宅建設等の事業支援
伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会	医療の継続
伊勢市社会福祉協議会	福祉サービスの調整

第3節 社会基盤・都市基盤の復旧・復興

被災状況、地域の従前の社会基盤・都市基盤施設の整備状況、既存の長期計画における位置づけ等をもとに迅速な復旧を目指し、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図ります。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 防災性を考慮した都市基盤整備	都市計画課						
被災状況、地域の従前の社会基盤・都市基盤の整備状況、既存の長期計画や広域計画、都市計画における位置づけ等をもとに、都市基盤施設、市街地の復旧・復興の方針、目標等を計画に定め、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を目指します。							
2 都市基盤機能の回復	基盤整備課、維持課						
被災状況や地域特性を考慮し、道路、河川、砂防施設、公園、緑地等の都市基盤を形成する施設の機能の復旧、整備に努め、早期の機能回復を図ります。							
3 被災施設の復元	施設管理者						
被災し、使用できない市所有公共施設については、原状復旧ではなく今後の長期的な視点による合理的かつ機能的な復元を図ります。							
4 市街地の復興	都市計画課						
都市の復興のために市街地の再編等の改善整備が必要な場合には 被災市街地復興特別措置法 等を活用することにより、安全性が高く合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	各種復旧事業対応

第4節 地域経済復興支援

地域に人々がとどまり、人々が戻ってこられるよう、雇用や生活環境を守るため、事業者の事業継続、中小企業の支援、地域経済全体の活性化のための支援等を行います。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 被災経済復興支援	商工労政課						
産業団体等関係機関と連携して市内事業所の被災状況を把握し、支援方針や、中長期的な産業復興方針を策定し、それに基づき、被災中小企業等に対する援助、助成措置等の経済復興対策を実施します。							
2 新たな産業支援	商工労政課						
企業誘致の促進などについて復興区等の制度を活用し、新たな分野への事業進出、創造を支援します。また、従来の基盤産業においても、そのあり方を見直し、新たな事業の推進を支援します。							
3 地域産業の活性化促進	商工労政課						
被災した商店街の早期復旧を支援し、小売業者等仮設店舗設置事業、商工業イベント等の支援事業を実施します。また、文化・工芸品等の地域資源を活用した観光振興を支援し、地域全体の活性化を促進します。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
商工関係団体	被災中小企業の自立、産業振興の支援

伊勢市地域防災計画の沿革

平成18年度	旧4市町村の地域防災計画をベースに作成
平成21年度	水防法の改正に伴い修正
平成23年度	災害対策本部設置基準の改正、担当課を明記
平成24年度	避難所指定基準の作成に伴う修正
平成25年度	災害対策基本法改正に伴う修正
平成26年度	災害対策基本法改正に伴う修正・南海トラフ地震防災対策推進計画策定
平成27年度	東日本大震災の教訓を基に大規模改訂
平成28年度	洪水浸水想定区域図【宮川】の公表に伴う避難所見直し及び熊本地震の教訓を基に改訂
平成29年度	台風第21号の教訓を基に改訂
平成30年度	施策の進展等を踏まえた改訂
令和2年度	洪水浸水想定区域図【県管理河川】及び高潮浸水想定区域図の公表、土砂災害警戒区域の指定に伴う避難所見直し 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)の更新に伴う修正
令和3年度	避難情報の変更に伴う修正 高潮浸水想定に対応した避難所見直し
令和4年度	施策の進展等を踏まえた改訂

